

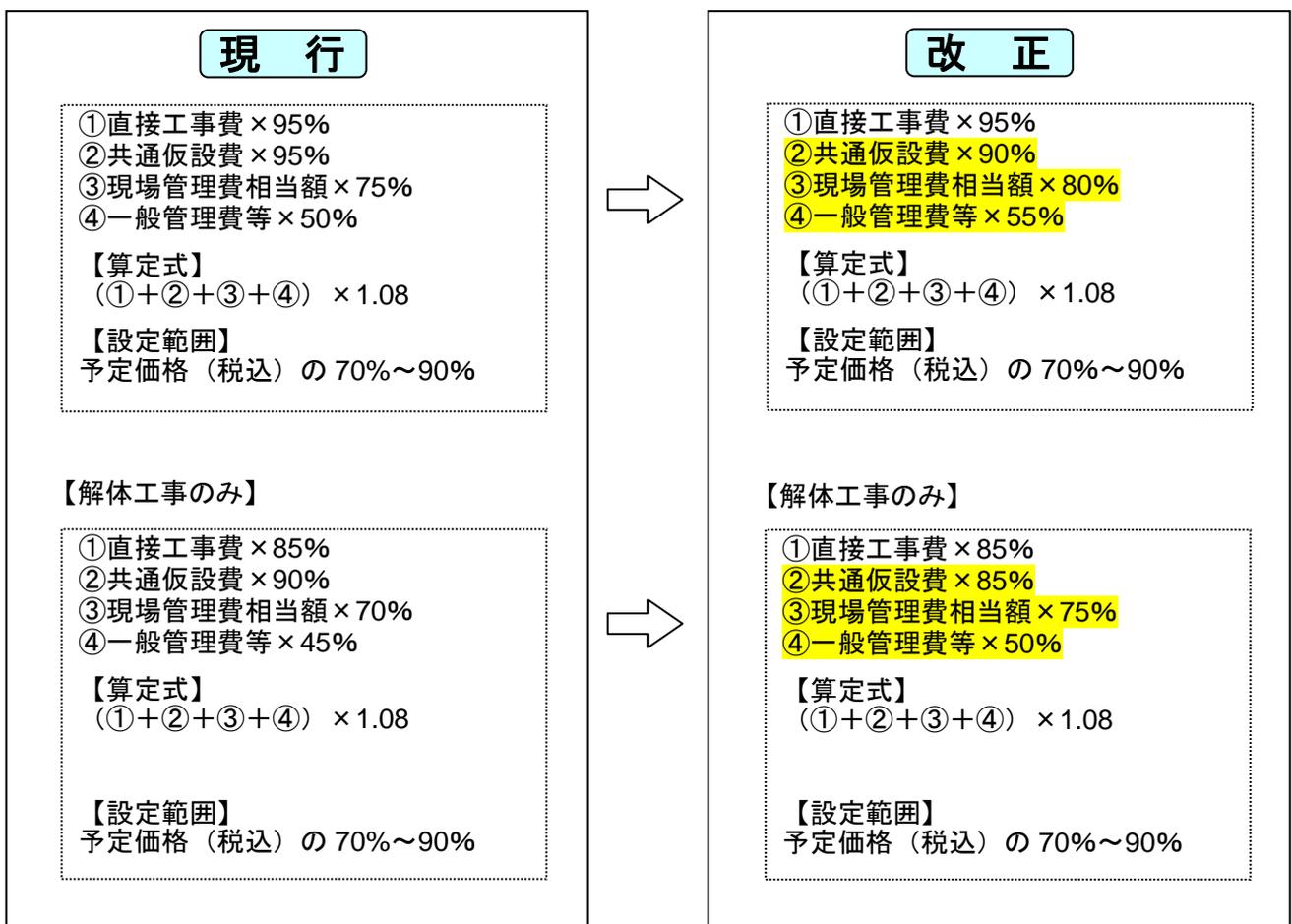
各 位

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

八戸市では建設工事における低価格受注による下請業者へのしわ寄せの防止や公共調達における契約内容に適合した履行の一層の確保を図るとともに、工事の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、建設工事における低入札価格調査基準価格等の算定基準と前金払について、次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

1. 調査基準価格と最低制限価格の算出に用いる率を変更します。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」は、予定価格算出の基礎となった各費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費等）に、それぞれ設定した率を乗じて得た額を合算して算定していますが、各費目に乗じる率を次のとおり変更します。



★算定式の端数処理

- ①、②、③、④は1円未満の端数切り捨て ①～④の合計額は千円未満の端数切り捨て
 調査基準価格 = $\frac{①+②+③+④}{千円未満切り捨て} \times 1.08$ ※ $\times 1.08$ は消費税の加算を表します。
 （最低制限価格）

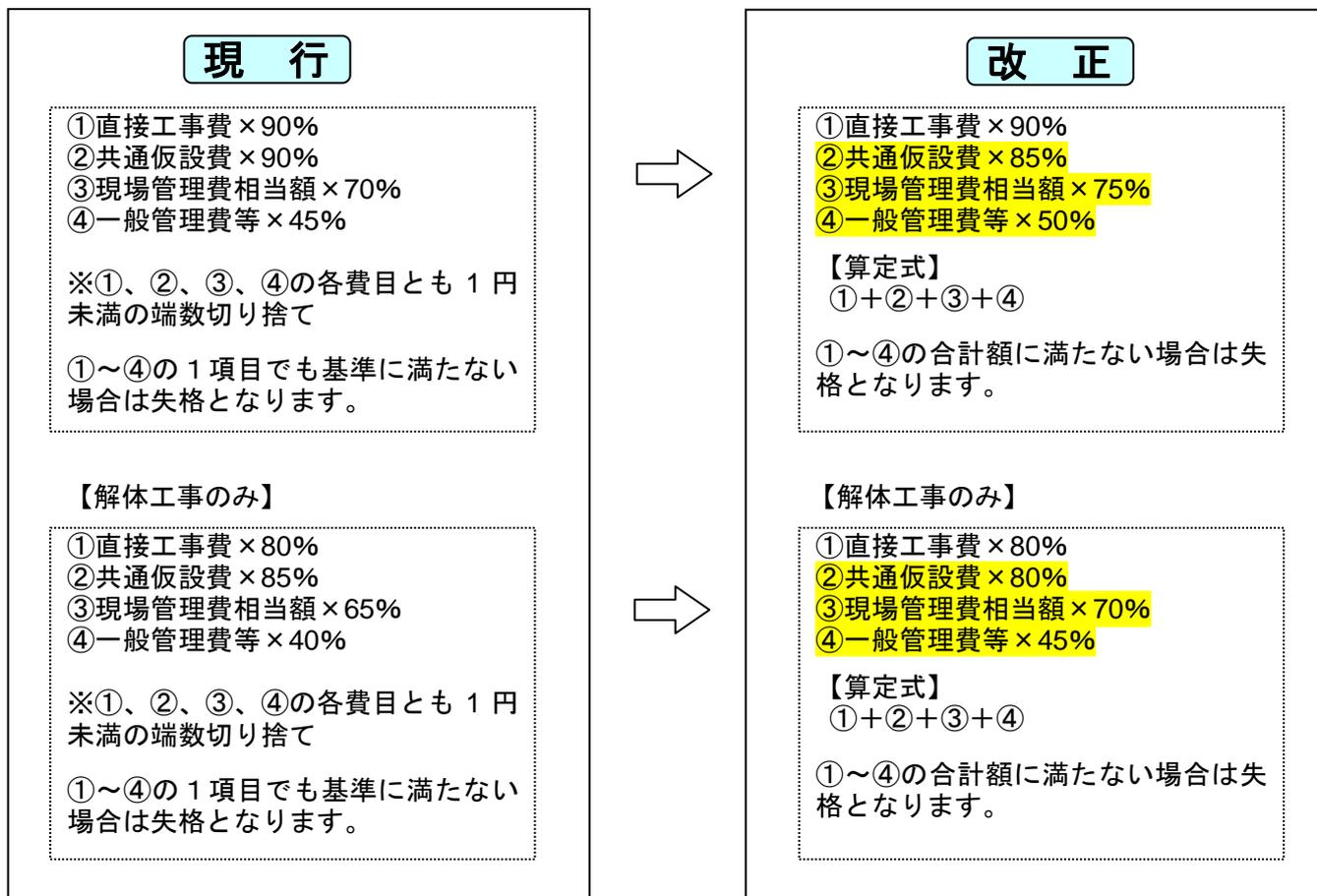
★参考

低入札価格調査制度（予定価格が5,000万円以上の工事に適用）

最低制限価格制度（予定価格が130万円を超え、5,000万円未満の工事に適用）

2. 数値的判断基準（失格基準）を変更します。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」に満たない価格をもって入札した者について、失格と判定する数値的判断基準について、各費目に乗じる率を次のとおり変更し、費目毎の判定から合計額での判定に変更します。



★算定式の端数処理

①、②、③、④は1円未満の端数切り捨て

①～④の合計額は千円未満の端数切り捨て

3 前金払の条件を、請負代金額又は委託料のみの条件とします。

請負代金額又は委託料が500万円以上の契約を前金払の対象とします。

(工事期間又は委託期間が90日以上契約だけでなく、90日未満の契約も対象となります。)

※今回の改正は、平成27年7月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。(平成27年6月30日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。)

問い合わせ先

八戸市 財政部 契約検査課

0178-43-2111

内線 3456、3454